

シックデイ時に伴う血糖降下薬指示について

2019年5月1日

医師と薬剤師により作成・合意したプロトコルに基づく下記業務を薬剤師が実施することにお互い同意します。

《目的》

- ・ 医師の負担軽減
- ・ シックデイ時の血糖上昇・血糖低下の予防
- ・ シックデイ時の糖尿病薬指示の統一化

《薬剤師が行う業務》

シックデイ時の糖尿病薬に関して主治医もしくは処方医より特別指示がない場合、別紙のプロトコルに基づき作成した指導用資料を用いて、シックデイ時の糖尿病薬の使用について服薬指導を行う。ただし、必ず主治医(処方医)に確認の上で行うこととし、特別指示がある患者については主治医(処方医)の指示に従い服薬指導を行う。

プロトコルは別紙参照。

以上

病院長

松本 和寿



糖尿病センター長(副院長)

林 慎



クリニック長

花立 史香



薬剤部長

松本 利恵



別紙プロトコル

<適応基準>

混合型インスリン製剤と中間型インスリン製剤（ノボリン N・ヒューマリン N）を除くすべての糖尿病薬使用中の患者。（病型問わず）

1. 内服薬

全ての内服薬について中止。

2. 超速効型インスリン・速効型インスリン

主食 7 割以上摂取：指示の全量を食後に皮下注。

主食 3～7 割摂取：指示の半量を食後に皮下注。

主食 3 割以下：中止。

3. 持効型インスリン

指示の半量を皮下注。ただし上限を 20 単位とする。

4. インクレチン関連薬

全てのインクレチン関連薬について中止。